

第 5 章

エネルギー管理標準の設定



事業者が行わなければならないことのSTEP3です。
この章では、エネルギー管理に必要不可欠な、管理標準
の設定について理解しましょう。

管理標準（管理規定）とは？

管理標準（管理規定）

「工場等におけるエネルギー使用合理化、非化石エネルギーへの転換のための事業者の判断の基準」を元に作成する管理マニュアルを指す。
エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定める。

エネルギーを使用し事業を行う全ての者に対して、管理標準を定め、判断基準を遵守することが求められる。

適切なエネルギー管理のためのマニュアル作り

判断基準の基本構成

マネジメント面

- 取組み方針の策定、目標及び設備運用等
- 責任者の配置（管理体制整備）
- 責任者の責務
 - 合理化実施状況の把握
 - 目標達成に向けた指示・監督
 - 方針の見直し・報告
 - 人材育成
- 資金、人材の確保
- 取組み方針の周知、教育の実施
- 遵守状況の確認、評価、見直し
- 文書による管理、状況把握

実務・個別機器面

1. 基本的実施事項
 - 設備運転の効率化、生産性向上
 - エネルギー管理用の計量器の設置
 - エネルギー使用、排熱等の実態把握、分析
 - 設備の老朽化把握、更新改造の推進
 - 高効率機器の採用、能力・容量の適切化
 - 休日や非操業時の無駄の排除
2. エネルギー消費設備等に関する事項
 - 【事務所等】
空調換気設備、ボイラー設備、照明設備、発電、コージェネレーション等
 - 【工場等】
燃焼、加熱、冷却、伝熱の合理化、廃熱回収、熱の動力変換等

管理標準（管理規定）の2つの軸

マネジメント中心の基準

実務・個別機器ごとの基準

判断基準を元に行っているため、考え方は同じ



現状を把握



適切に策定

組織に合わせたエネルギー管理のマニュアル = 管理標準

エネルギー管理標準（管理規定）のイメージ



本社の規定をもとに、各事業所（工場・事務所等）でも規定を作成

管理標準（管理規定）で設定すべき事項

マネジメント面で設定すべきこと

- エネルギー管理体制・組織・担当の基準
エネルギー管理統括者等の選任  第4章で解説
- 事業者、各事業所としての省エネルギー目標設定
中長期計画書作成の指針となる
- エネルギー管理委員会の運用、省エネパトロール、省エネ運動等の活動に関する基準

管理標準（管理規定）で設定すべき事項

個別設備・機器面で設定すべきこと

- 熱の利用、電気の利用の合理的サイクルの形成
（業種や個別の設備に合わせた規定を設定）
- 管理 = 温度、稼働時間等
- 計測・記録 = 見える化 → 定期報告書の基礎データ
- 保守・点検 = 老朽化や効率性の把握
- 新設措置 = 中長期計画書に記載
- 未達成事項は今後の課題として、中長期計画書の計画内容とする

管理標準の設定 = 省エネ法の提出書類の作成に連動している
省エネ効果が期待できる

省エネ法における判断基準

「経済的、技術的に可能な範囲で取り組む」と明記

||



自社の事業内容や設備に「省エネ法の判断基準」を照らして
可能な範囲で設定することが重要

うちの管理標準の内容は大丈夫？

定期報告書 特定第8表

指定工場を持つ場合に作成しなければならない書類。「指定表」にも同様の表（指定第8表）がある。

第8表のチェック項目

- 判断基準の遵守状況
- 管理標準で設定すべき項目

特定第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況	
I エネルギーの使用の合理化の基準	
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。 取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	☐ 策定している ☐ 策定していない ☐ 全て含めている ☐ 大半含めている ☐ 一部含めている ☐ 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない (整備完了予定年 年度)
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理員」及び「エネルギー管理員」を配置すること。 ①エネルギー管理統括者の責務 ア、設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び廃止並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ、取組方針に従い、エネルギー管理員及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。 ウ、取組方針の遵守状況やエネルギー管理員及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の策定を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。 エ、エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギーを育成すること） ②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者やエネルギー管理員及びエネルギー管理員等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること ③設備実務を管理する者の責務 ア、設置している工場等ごとにおけるエネルギーの表を消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ、取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。 ウ、ア、のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギー結果についてエネルギー管理統括者に対する報告	☐ 配置済み ☐ 一部配置している ☐ 配置していない ☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない ☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
I-2 工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
ISO50001の活用状況	
☐ 認証取得している ☐ 認証取得を検討している (取得予定年 年度) ☐ 検討していない	

第5章 まとめ

- 管理標準は、省エネ法の判断基準をもとに作成する。
- 管理標準には、マネジメント面と個別設備・機器面の2軸がある。
- 管理標準は、経済的・技術的に可能な範囲で設定する。
- 管理標準の設定が定期報告書と中長期計画書を作成する際のベースとなる。
- 管理標準を遵守することで、省エネ効果が期待できる。

ご視聴ありがとうございました

NEXT ▶ 第 6 章